

JA三大疾病保障付住宅ローン

サポート3



[三大疾病保障付住宅ローンとは]

死亡・後遺障害保障に加え、「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」により所定の状態と診断された場合、対象の住宅ローンが全額返済される、もしものときでも「ご家族」と「マイホーム」をお守りする、「心強い味方」となる住宅ローンです。

対象住宅ローンの金利に

+年0.1%上乗せでOK!

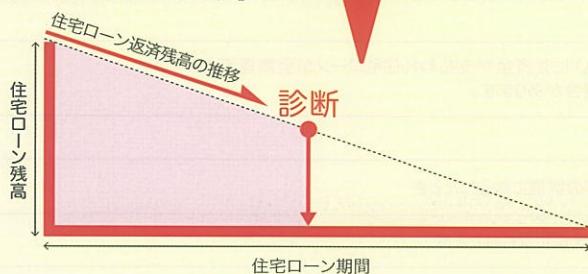
死亡・後遺障害に加えて3つのリスクを保障！



0円に

と診断されたら…対象の住宅ローン残高が

【保障の概要とお支払い例】



◎「がん」の場合は、保障期間の初日から90日間の免責期間があります。

死亡・後遺障害保障に加え、「がん」、「急性心筋梗塞」、「脳卒中」により、所定の状態(※)と診断された場合、住宅ローン債務残高相当額が共済金として全国共済農業協同組合連合会よりJAに支払われ、住宅ローンが全額返済されます。
※詳しくは裏面をご覧ください。



「JAとお取引はこれから」というお客様もお気軽にお問い合わせ・ご相談ください。
(ご利用に際しては、組合員加入のための出資が必要となります。)

JA新ひたち野

本店 TEL 0299-56-5800

JA三大疾病保障付住宅ローン

[三大疾病保障特約付団体信用生命共済]

対象商品	「JA住宅ローン」・「JA住宅ローン100%応援型」・「JA住宅ローン借換応援型」	
お使いみち	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅および土地を対象とし、次のいずれかに該当する場合とします。	
	「JA住宅ローン」	①住宅の新築・購入（中古住宅も含む）②宅地の購入（5年以内に新築し、居住する予定があること） ③住宅の増改築・改装・補修 ④他金融機関からお借入中の住宅資金のお借換およびお借換とあわせた増改築・改装・補修 ⑤上記①～④に付随して発生する費用
	「JA住宅ローン100%応援型」	①住宅の新築・購入（中古住宅も含む）②住宅の増改築・改装・補修 ③上記①・②に付随して発生する費用
ご融資額	「JA住宅ローン」	○50万円以上5,000万円までとし、1万円単位とします。ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、原則として自己資金額が所要資金額の20%以上であることとしますが、詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。
	「JA住宅ローン100%応援型」	○50万円以上5,000万円までとし、1万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内としますが、詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。
	「JA住宅ローン借換応援型」	○50万円以上5,000万円までとし、1万円単位とします。 ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収に対する割合が当JAの定める範囲内であり、所要資金額の範囲内としますが、詳細については、お近くのJA窓口までご相談ください。
ご利用いただける方	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容はお近くのJA窓口までご相談ください。	
ご融資条件	○各商品ごとにお申込みの条件が異なりますので、詳しい商品内容はお近くのJA窓口までご相談ください。	
ご融資利率	○上記対象住宅ローンの金利+年0.1%	
保証料・手数料	○別途保証料ならびに手数料がかかります。詳しい商品内容はJA窓口までご相談ください。	
正式名称	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	
ご加入について	年齢	加入可能な加入時の年齢範囲は、20歳から50歳までとなります。
	告知	今までに、悪性新生物（上皮内がん、皮膚がんを含みます）と診断されたことがある場合にはご加入いただくことができません。健康状態を「団体信用生命共済被共済者加入申込書兼告知書」で告知していただきます。告知に際し事実を告知されなかったり、事実でないことを告知されると、共済金が支払われない等の不利益をこうむる場合がありますので、特にご注意ください。また、告知内容や全国共済農業協同組合連合会で保有する情報等によって、ご加入をお断りすることがあります。※共済金額（借入金額）が3,000万円を超える等の場合は、医師の診査を受けていただきます。（健康診断結果表等の内容によっては、医師の診査に代えることができる場合があります。）
	保障期間	この共済契約における保障の開始時は、資金受取時（資金を分割して受け取られる場合には、初回資金受取時）となります。また、保障終了日は債務の弁済を完了した日となりますが、それ以前に所定の年齢になられた場合または所定の期間が経過した場合は、その月の末日となります。詳しくは、お借入予定のJA窓口にお問い合わせください。
付帯される共済についての概要	被共済者が共済期間内に次のいずれかに該当した場合、共済契約者（JA）に共済金が支払われ住宅ローンが全額返済されます。 ※約定利息、約定延滞利息および延滞損害金について、ご負担いただく場合があります。	
	1.死亡されたとき	
	2.保障の開始時以後に生じた傷害または疾病により、所定の後遺障害の状態になられたとき	
共済金のお支払い	3.三大疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）に罹患し、以下の状態になられたとき	
	悪性新生物（がん）	保障期間内に、初めて所定の悪性新生物（上皮内がん、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除く）に罹患し、医師によって診断確定されたとき。ただし、保障の開始時の属する日から90日以内に悪性新生物と診断された場合を除きます。
	急性心筋梗塞	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の急性心筋梗塞を発病し、初診日から60日以上、所定の労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
共済金が支払われない場合	脳卒中	保障の開始時以後に生じた疾病により、所定の脳卒中を発病し、初診日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
	被共済者が次のいずれかに該当した場合、（ ）の共済金のお支払いができません。 ①保障の開始時の属する日から1年以内に自殺されたとき（死亡共済金）②「団体信用生命共済 被共済者加入申込書兼告知書」に、告知日現在および過去の健康状態等について事実を告げなかったか、事実でないことを告げ契約が解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）【ただし、お支払い事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。】③被共済者の故意により所定の後遺障害の状態になられたとき（後遺障害共済金）④保障の開始時前の疾病もしくは傷害が原因で所定の後遺障害の状態または保障の開始時前の疾病が原因で三大疾病状態になられたとき（後遺障害共済金・三大疾病共済金）⑤契約関係者に欺欺等の行為があった場合や共済金を詐取する目的で事故を起こした場合、契約関係者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、共済契約の全部または一部が取り消され、または解除されたとき（死亡共済金・後遺障害共済金・三大疾病共済金）	
	＊上記「共済金のお支払い」事由が戦争その他の変乱により生じた場合には、共済金の一部が削減されることがあります。	
※上記はあくまで概要です。ご加入にあたっては必ず「団体信用生命共済のご説明（要約）」、「申込書ご記入のご案内」、「団体信用生命共済のしおり」 JA共済登録番号（18485000105）		

※ローンのお申込みにあたりましては、当JAおよび当JA指定の保証機関の審査がございます。

審査の結果によりましては、お申込みをお断りすることがございますので、ご了承ください。

平成30年4月1日現在